

院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコールについて

神戸市立神戸アイセンター病院

(処方変更に係る原則)

- ・ 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- ・ 「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
- ・ 処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とすること。また安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合に限る。
- ・ 患者に十分な説明（服用方法、安定性、価格等）を行い、同意を得たうえで変更する。

1. 各種問い合わせ窓口

- ① 処方内容（診療、調剤に関する疑義・質疑など）、プロトコールに関すること

受付時間：平日 9:00 から 17:30

TEL：078-381-9876（代） 薬剤部

- ② 処方箋の保険等

受付時間：平日 8:45 から 17:30

TEL：078-381-9876（代） 事務局

2. 処方変更・調剤後の連絡

処方変更し調剤した場合は、変更内容を記入した処方箋（調剤・監査時に使用したコピー箋でも可）を、下記の FAX 番号に送信してください。後発品の変更調剤については本プロトコールの合意締結の有無にかかわらず全て連絡不要とします。

FAX：078-381-9949 薬剤部直通

3. 医師への問い合わせ不要例

※ただし、患者から確実な情報を確認できないなど疑義が残る場合には、下記項目に当てはまる場合もお問い合わせください。

- ① 残薬調整（点眼薬を含む。）

※次回受診日までの必要最低限の数量とし、患者要望などを理由とした過剰な増量は不可。

※薬剤が不要で Rp 削除とする場合は、問い合わせ対象とする。

- ② 点眼回数指示の是正（添付文書の「用法用量」に適宜増減の記載がない場合）

※眼科周術期の無菌化療法への使用は除く（院内運用で「1日4回」としているため）。

- ③ 銘柄変更（先発品間、後発品→先発品を含む）

- ④ 外用薬のみの処方に対する一包化指示の削除

- ⑤ 患者希望あるいはコンプライアンス等の理由により一包化調剤することまたはその逆

- ⑥ UD 製剤の点眼薬の次回受診日までの明らかな本数不足の適正化

※次回受診日までの必要最低限の数量とし、患者要望などを理由とした過剰な増量は不可。

4. その他

- ・ トレーシングレポート等の情報は、当院薬剤部ホームページをご覧ください。
- ・ 処方変更された場合は、「お薬手帳」や「お薬説明書」での情報提供を徹底してください。

5. 運用開始日

2026 年 8 月 3 日 （第 1 版）